

16 公共料金

J R旅客運賃の割引

- 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 駅の窓口で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割引されます。
(身体障害者手帳の種別は 114 ～ 115 頁を参照。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の種別は 116 頁を参照。)

種別	対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
第1種	本人のみ（片道100kmを超える区間）	制限なし	普通乗車券	5割
	本人+介護者1名（距離の制限なし）	12歳未満	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券	各5割
			定期乗車券	介護者のみ5割
		12歳以上	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券・定期乗車券	各5割
第2種	本人のみ（片道100kmを超える区間）	制限なし	普通乗車券	5割
	本人+介護者1名（距離の制限なし）	12歳未満	定期乗車券	介護者のみ5割

※障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できる Suica や PASMO の販売が、令和 5 年 3 月 18 日から始まりました。
具体的なサービス内容や購入方法等はご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。

■窓 口	J R 東日本お問い合わせセンター	電 話 050-2016-1600	8:00 ～ 21:00
------	-------------------	-------------------	--------------

ジパング倶楽部特別会員

- 対象者 満60歳以上の男性、満55歳以上の女性で、身体障害者手帳をお持ちの方
- 内 容 J R線を片道で101km以上利用する場合、特急券・グリーン券・座席指定券が割引されます。（新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部対象外あり）
※年会費 1,400 円がかかります。

■申 込

一般社団法人 千葉県身体障害者連合会	電 話 043-209-3281 F A X 043-209-3282
-----------------------	--

私鉄旅客運賃の割引

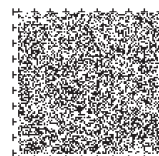
会社によって介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

- 窓 口 私鉄各社

タクシー運賃の割引

- 対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者
- 内 容 身体障害者手帳・療育手帳を提示し、写真による本人確認ができた場合、1割引になります。

■窓 口	一般社団法人 千葉県タクシー協会	電 話 043-307-7002
------	------------------	------------------



バス運賃の割引

会社により、内容・取扱い・割引が異なります。

※障害者割引を適用した運賃を自動精算で利用できる Suica や PASMO の販売が、令和 5 年 3 月 18 日から始まりました。
具体的なサービス内容や購入方法等はご利用先の交通事業者等にお問い合わせください。

■窓 口 詳細は、各交通事業者へお問い合わせください。

千葉モノレール運賃の割引

■対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

- 内 容
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割引されます（身体障害者・知的障害者の種別はＪＲと同様です）。
 - 割引の対象となる乗車券は、普通乗車券、回数券（小児回数券は除く）、定期乗車券です。
 - 普通乗車券の磁気券による割引率は下表のとおりです。割引対象の取扱いは磁気券利用とＩＣ乗車券利用で異なります。また、回数券、定期券の取扱いも異なります。
詳しくは駅窓口にお問い合わせください。
 - 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第１種または第２種の記載があるものをお持ちの方が対象となります。

種 別	等 級	対象者（利用者）	割 引 率
身体障害・知的障害	第 1 種	本人	5 割
		介護者（1 名まで）	5 割
身体障害・知的障害	第 2 種	本人	5 割
		介護者（1 名まで）	（本人が 12 歳未満の場合のみ） 5 割
精神障害者保健福祉手帳	1 級	本人	5 割
		介護者（1 名まで）	5 割
精神障害者保健福祉手帳	2・3 級	本人	5 割
		介護者（1 名まで）	（本人が 12 歳未満の場合のみ） 5 割

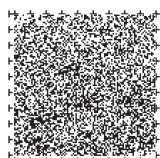
※就学前の子（乳児・幼児）に係る割引との併用はできません。

※身体障害者手帳の種別は 114～115 頁、療育手帳の種別は 116 頁をご参照ください。

■窓 口

千葉都市モノレール（株）千葉駅

電話 043-221-7588



国内航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。

※療育手帳所持による割引は、事前にお住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課で証明を受ける必要があります。

■内 容 〈主な割引例〉

障害者手帳の種別	対象者	割引率
身体障害者手帳	本人+介護者（1名） 又は本人のみ	割引率は、航空会社・路線・搭乗時期等により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

■窓 口 各航空会社及び航空券販売所

有料道路通行料金の割引

事前に手続きをすることで、通行料金の割引が適用されます。なお、ETC 利用の場合、オンラインによる申請手続き（※2）が可能です。

	障害者本人が運転する場合	介護者等が運転する場合
対象者	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳第1種所持者 (身体障害者手帳第1種の範囲は114～115頁を参照) 療育手帳第1種所持者 (療育手帳第1種の範囲は116頁を参照)
対象となる自動車 ※1	本人又は親族等が所有する自動車 ※障害者1人につき1台登録可能 ※事業用、法人所有の車は対象外 ※親族等の範囲：配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	
割引率	5割 ※ ETC 利用の場合、時間帯による割引との併用はできません	
申請時に必要なもの ※2	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証もしくは記録事項の写し ④ETCカード（原則障害者本人名義に限る）※3 ⑤ETC車載器の車載管理番号が確認できる書類（セットアップ証明書等）	
利用方法	申請後、本割引の適用条件を満たしている場合、手帳にシールを貼付いたします。 ●障害者手帳で割引を受ける場合 料金所で障害者手帳（シール貼付ページ）を提示する ●ETC利用の場合 事前に登録したETCカードと車載器にて通行する	

※1 事前登録された自家用車を利用できない場合も、障害者割引の対象となるよう要件が緩和されております。詳細は有料道路事業者にお問い合わせください。

※2 ETC 利用申請される場合はオンライン申請も可能になります。

詳細は有料道路事業者にお問い合わせください。

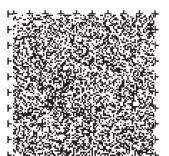
NEXCO 東日本お客様センター 電話 0570-024-024（通話料有料）、03-5308-2424（通話料有料）

※3 障害者本人が20歳未満の場合は、親権者その他の法定代理人等名義

■窓 口

各区保健福祉センター高齢障害支援課

電話・FAX 8頁参照



市営駐輪場利用料の免除

- 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者
- 内 容 駐輪場の定期利用、一時利用
(ただし、管理棟のある駐輪場のみ受付。電磁ラック・ゲート式の駐輪場は免除対象外。)
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(ミライロ ID も含む)を提示することにより、利用料が免除となります。
- 窓 口 各区地域づくり支援課と各駐輪場管理棟

区	電 話	区	電 話
中 央 区	043-221-2106	若 葉 区	043-233-8123
花 見 川 区	043-275-6213	緑 区	043-292-8106
稲 毛 区	043-284-6106	美 浜 区	043-270-3123

市営駐車場利用料の免除

- 対象者 身体障害者・知的障害者・精神障害者
- 内 容 駐車場の時間制利用(月契約制は不可)について身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(ミライロ ID も含む)を提示することにより、利用料が免除となります。
※定期的な利用はできません。
※自動二輪車は軽減の対象外となります。
※係員が不在の夜間の時間帯は精算機に備え付けのインターフォンで手続きをお願いします。

駐車場名	所 在 地	電 話	利用時間
千葉市栄町立体駐車場	中央区栄町3-8	043-223-6573 (9:00～18:30)	0:00～24:00

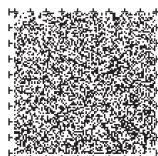
NHK放送受信料の免除

- 内 容 下記の窓口で放送受信料半額(または全額)免除申請書に証明を受けて、NHK支局等に提出してください。(申請書は各窓口にあります)

対 象 者	免除額
身体障害者手帳、療育手帳(または知的障害の判定書)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除
以下のいずれかに該当する方が世帯主で、かつ、放送受信契約者である場合 ●視覚障害・聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方(等級は問わない) ●身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ●療育手帳 ^ア ・Aの1・Aの2(または重度の知的障害の判定書)をお持ちの方 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	半額免除

窓 口	対 象 者	電 話 ・ F A X	8 頁 参 照
身体障害者 知的障害者	各区保健福祉センター高齢障害支援課	電話・FAX	8頁参照
精神障害者	各区保健福祉センター健康課	電話・FAX	8頁参照

※ 放送受信料金については、NHKふれあいセンターナビダイヤル(0570-077-077)へお問い合わせください。



「ふれあい案内」（無料番号案内）

- 対象者 ●身体障害者：身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する方
 [●視覚障害 1～6 級 ●聴覚障害 2・3・4・6 級
 ●肢体不自由 1・2 級（・運動機能障害） ●音声・言語・そしゃく機能障害 3・4 級]
 ●知的障害者：療育手帳所持者
 ●精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 あらかじめ申請することにより、「ふれあい案内」（無料番号案内）を利用できます。
- 窓 口
- | | |
|-------------|----------------|
| N T Tふれあい案内 | 電話 0120-104174 |
|-------------|----------------|

携帯電話料金の割引

- 対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 N T T ドコモ・ソフトバンク・au では、通話料等の割引等が利用できる場合があります。割引内容等は携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。
- 窓 口 携帯電話各社

ニュー福祉定期貯金（利率の特例措置）

- 対象者 障害基礎年金、遺族基礎年金などのゆうちょ銀行所定の年金等を受給している方
 ※対象となる主な年金・手当等
 [●障害基礎年金、遺族基礎年金などの障害・遺族年金（国民・厚生・共済年金）
 ●特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当]
- 内 容 預入期間 1 年の定期貯金で、一般の 1 年ものの定期貯金の金利に年 0.10%（税引後 0.079685%）を上乗せした金利を適用します。
- 窓 口 貯金業務を取り扱う郵便局またはゆうちょ銀行各支店
 ※詳しくはゆうちょ銀行にお問い合わせください。

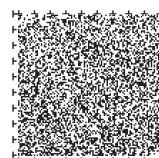
水道料金の一部免除

※ この制度は、千葉市水道対象地域の方のみ「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 42 頁）

- 対象者 (1) 千葉県水道 対象地域の場合
 ●特別児童扶養手当受給世帯
 ●市民税（所得割）が非課税である世帯（同居を含む）で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯
 [①身体障害者世帯：身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯
 ②知的障害者世帯：療育手帳 A の 2 以上の方がいる世帯
 ③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯]
- (2) 千葉市水道対象地域の免除については、窓口にお問い合わせください。

名 称	電 話	FAX
千葉県企業局県水お客様センター	0570-001-245	043-272-3333
千葉市下水道経理課（若葉区の一部・緑区の一部）	043-245-5409	043-245-5562
四街道市上下水道部経營業務課（若葉区御成台）	043-421-3683	043-421-3221

※四街道水道対象地域については免除制度の情報はありません。
 最新の制度有無については四街道市へお問い合わせください。



下水道使用料の（一部）減免

※ この制度は、「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象制度です。（詳細は 42 頁）

■対象者 世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯

- ①身体障害者世帯：身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯
- ②知的障害者世帯：療育手帳 A の 2 以上の方がいる世帯
- ③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯

■内 容 基本使用料の全額及び月 10 m³までの従量使用料と、これらにかかる消費税等相当額が減免となります。

■窓 口 下水道経理課 電話 043-245-5409 FAX 043-245-5562

農業集落排水処理施設使用料の一部免除

■対象者 世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税で、以下の①～③のいずれかに該当する世帯

- ①身体障害者世帯：身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方がいる世帯
- ②知的障害者世帯：療育手帳 A の 2 以上の方がいる世帯
- ③精神障害者世帯：精神障害者保健福祉手帳 1 級の方がいる世帯

■内 容 基本使用料の半額が減免となります。

■窓 口 下水道経理課 電話 043-245-5410 FAX 043-245-5562

有料施設使用料の免除

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロ ID も含む）を入館時に提示することで、以下の施設の使用料等が全額免除されます。

施 設 名		免除対象
千 葉 ポ ー ト タ ワ ー （電話 043-241-0125）		入館料（付添 1 人含む）
千 葉 市 動 物 公 園 （電話 043-252-1111）		入園料（付添 1 人含む） 駐車場使用料（普通車）
千 葉 市 美 術 館 （電話 043-221-2311）		入館料（付添 1 人含む）
BOTANICA MUSEUM （電話 050-1792-5706）		入館料（付添 1 人含む）
千 葉 市 科 学 館 （電話 043-308-0511）		入館料・プラネタリウム一般投影 （1 日 1 回）（付添 1 人含む） ※企画展示・プラネタリウム特別投影は 2 割引です
プール	●中 央 区：千葉公園（電話 043-253-7844） ●花見川区：こてはし温水プール（電話 043-216-0090） ●若 葉 区：みつわ台第 2 公園（電話 043-254-0105） 北谷津温水プール（電話 043-228-5000） ●緑 区：有吉公園（電話 043-291-1800） 古市場公園（電話 043-265-3005） ●美 浜 区：幸町公園（電話 043-241-5305） 稲毛海浜公園（電話 043-247-2771 ※入場料のみ免除） 高洲スポーツセンター（電話 043-279-9235）	利用料金（付添 1 人含む）

※他の施設でも、使用料が免除又は減額される場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

